○栃木市個別外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面等 の閲覧に関する規則

> 平成25年3月27日 規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。) 第174条の49の33第2項(政令第174条の49の38第1項、第174条の49の39第1項、 第174条の49の40第1項及び第174条の49の42第1項において準用する場合を含 む。)の規定による個別外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面 又はその写し(以下「資格書面等」という。)の閲覧に関し、必要な事項を定めるものと する。

## (閲覧期間等)

- 第2条 資格書面等を閲覧に供する期間は、個別外部監査契約の締結の日の翌日から当該契約期間の末日までとする。
- 2 資格書面等を閲覧に供する日時は、栃木市の休日を定める条例(平成22年栃木市 条例第2号)第1条第1項に規定する市の休日を除く日の午前8時30分から午後5時 15分までとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、市長は、資格書面等の整理その他やむを得ない理由が あるときは、閲覧の時間を変更し、又は閲覧させない日を設けることができる。

(閲覧場所)

第3条 資格書面等の閲覧をする場所は、栃木市役所総務部総務課とする。

(閲覧手続)

第4条 資格書面等を閲覧しようとする者は、個別外部監査人資格書面等閲覧簿(別記様式)に氏名その他必要な事項を記入しなければならない。

(閲覧者の遵守事項)

第5条 資格書面等を閲覧する者(以下「閲覧者」という。)は、資格書面等を第3条の場所以外に持ち出してはならない。

- 2 閲覧者は、資格書面等を丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。
- 3 市長は、前2項の規定に違反したとき、又は違反するおそれがあるときは、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

## 別記様式(第4条関係)

別記様式(第4条関係)

個別外部監査人資格書面等閲覧簿

整理番号	
------	--

閲	覧		日		年	月	目	
閲	覧者	氏	名					
閲	覧者	住	所					
備			考					